教委規則

П

公安委告示

五

り定めた。

平成十八年十一月七日

兀

う。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとお 要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」とい

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定によ

錦川総合開発事業平瀬ダム転流工工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必

ıý

山口県告示第六百六号

報

目

平成 18 年 11月7日 (火曜日)

郡

名

名

大 字 名

字

名

地

番

標

柱

番 号 と七号を結んだ線に囲まれた区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号

大

島

郡

周 防

大 島 町

森

東 片

片 上 上

三七

六九五の二

三七 三七

六八四

三一九の

五号 四号 三号

六八五

七号 六号

## 開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)..... 県営平原地区ほ場整備事業の換地処分 (農村整備課)....... 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 ( 河川開発課 ) ........ 銃砲刀剣類所持等取締法第五条の三第一項の講習会の開催...... 山口県立高等学校全日制課程の通学区域に関する規則の一部を改正する規則...... 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)....... 次

Щ

# 山口県告示第六百五号

条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 ( 昭和四十四年法律第五十七号 ) 第三

平成十八年十一月七日

平成18年11月7日

片上(2)地区 区域の名称

区域の範囲

山口県知事 = 井 関 成

工事場所 岩国市錦町広瀬字木谷から同市錦町広瀬字畑ケ瀬までの間

錦川総合開発事業平瀬ダム転流工工事

山口県知事

井

関

成

工事の概要

四三〇メートル		ナトム工法	
延長	法	I	

# 経営規模等入札参加資格

構成するものに限る。)とする。 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体 (二者で

- 等級であること。 定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)二の⑴の規1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告
- ・ に ) にまれて ) ないです ) なた ・ 、 こ ・ ー 、 ー 、 こ に 3 ・ 出資比率が三十五パー セント以上であること。
- と。(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が九百五十以上であるこ(以下「総合評定値」という。)の土木一式工事の数値が九百五十以上であるこ事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの① 共同企業体の代表者の平成十八年十一月六日までに国土交通大臣又は都道府県知
- であること。 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が八百五十以上

三 経営規模等入札参加資格の審査

共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

う。)を是出しなければならな)。同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」とい同企業体競争入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の⑴に規定する共経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の⑴に規定する共

。) を提出しなければならない。

共同企業体協定書の写し

П

総合評定値通知書の写し

山

- 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状
- 申請書等の提出方法

よるものは、受け付けない。 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信に

申請書等の提出場所

山口県錦川総合開発事務所 岩国市錦町広瀬七八〇番地

四申請書等の提出期間及び時間

平成十八年十一月七日から同月二十一日までの午前九時から午後四時三十分まで

平成十八年十一月三十日までに発送する。経営規模等入札参加資格非適合通知書を経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

四その他



(五六一) ふぐ処理師試験の実施

。) 第十六条の規定により、ふぐ処理師試験を次のとおり実施します。ふぐの処理の規制に関する条例 (昭和五十六年山口県条例第一号。以下「条例」とい

平成十八年十一月七日

う。

山口県知事 二 井 関

成

試験の日時及び場所

学科試験

日時

平成十九年二月一日 (木曜日) 午前十時から正午まで

2 場所

山口県庁職員ホール山口市滝町一番一号

実技試験

1 日 時

平成十九年二月二十二日 (木曜日) 午前九時から

2 場所

山口市富田原町一番一八号

財団法人山口県学校給食会

一受験資格

定する者(条例附則第四項の規定により同条に規定する者とみなされる者を含む。) 学科試験にあっては、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規

で、三年以上ふぐの処理の業務に従事したものであること。

実技試験にあっては、学科試験に合格した者であること。

受験願書の受付期間

の場合は、一月十日までの消印のあるものは、有効とする。) 平成十八年十二月十一日(月曜日)から平成十九年一月十日(水曜日)まで(郵送

兀

受験願書等の提出先

三十センチメートル以上、横二十一センチメートル以上のもの)を同封すること。

この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県環境生活部生活衛生課

## もの県内に事業所がない者で、県内に住所がある 県内に事業所及び住所がない者 (以下「事業所」という。) がある者県内にふぐの処理の業務に従事する事業所 X 分 住所地を所管する保健所 一号 (郵便番号七五三-八五〇一))山口県環境生活部生活衛生課 (山口市滝町 事業所の所在地を所管する保健所 提 出 先 番

## 五 提出書類等

## 履歴書 受験願書

- に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。 写真(縦三・六センチメートル、横二・四センチメートルとし、 出願前六月以内
- (四) 本又は抄本を添付すること。) 最終学校の卒業証明書 (氏名が卒業証明書記載の氏名と異なる場合は、 戸籍の謄
- (五) ふぐ処理業務従事証明書
- 書類に代えて学科試験に合格したことを証する書類 十一条第四項の規定により学科試験が免除される者にあっては、四及び団に掲げる ふぐの処理の規制に関する条例施行規則 (昭和五十六年山口県規則第五十号) 第
- 受験手数料

収入証紙には、消印をしないこと。 一万五百二十円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この

## 合格者の発表等

- 合格者の発表日等については、試験当日通知する。
- 旨を知事に申し出ること。 点の開示を受けようとする受験者は、 試験の得点の開示は、山口県環境生活部生活衛生課において行うので、試験の得 合格者の発表日以後、受験票を提示してその

験願書等請求」と朱書し、 部生活衛生課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「ふぐ処理師試験受 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 百二十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦 山口県環境生活

# (五六二) 県営平原地区ほ場整備事業の換地処分

の上すること。

はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封

(電話〇八三-九三三-二九七四)にすること。

郵便で問い合わせる場合は、

往復

県営平原地区ほ場整備事業の施行に係る地域の換地処分を次のとおり行いました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、

平成十八年十一月七日

山口県知事 =

井

関

成

換地処分の年月日

平成十八年十月二十三日

換地処分の内容

県営平原地区ほ場整備事業換地計画書に記載された換地計画のとおり

# (五六三) 開発行為に関する工事の完了

関する工事の完了を次のとおり公告します。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、 開発行為に

平成十八年十一月七日

山口県知事 井 関

成

開発区域に含まれる地域の名称

柳井市古開作字中東條

開発許可を受けた者の住所及び氏名 広島市東区光町一丁目一〇番一九号 株式会社ハーティウォンツ

同

学

校

学

校

" 一一、六 " 山口県長府警察署 " 五、八 "

第 1802 号